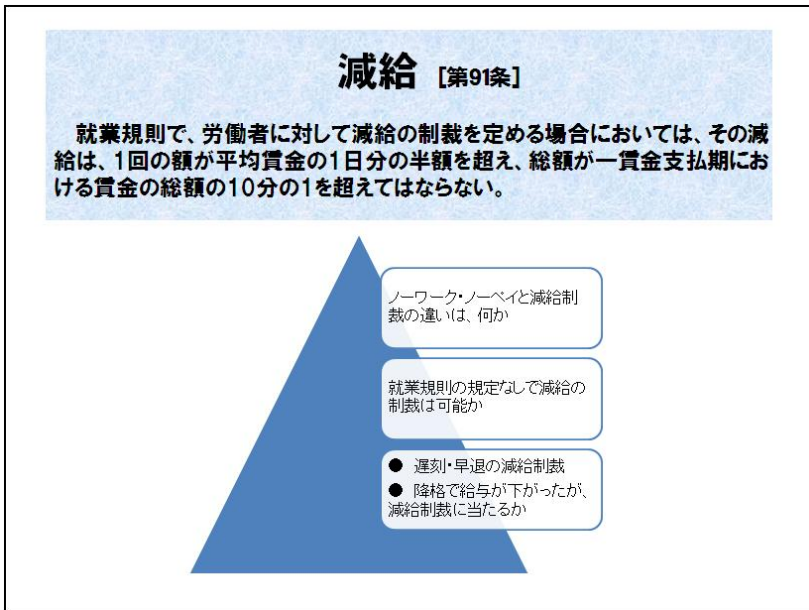


3-10 減給制裁の制限



減給制裁の制限

労働基準法第 91 条は、減給の制裁について上記図表[第 91 条]のように規定する。

この減給制裁の制限については、運用上、次の点に留意が必要である。

1) 制裁として減給を定める（運用する）場合には、就業規則に、その種類及び程度に関する規定を設けなければならない。常時 10 人未満の労働者を使用する事業場において、減給制裁を運用する場合においても、使用者は成文化した書面（就業規則とみることができるだろう。）によって、減給の種類と程度について労働者にあらかじめ周知しなければ、その運用はできないものである。

2) 労働基準法第 91 条の減給の制裁に反する就業規則の規定は、当該部分に関しては無効である。（労基法第 92 条）